

＊北海道公報

目次
規 則
告 示
表
支庁告示
道教育庁後志教育局告示

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

○北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則 (資源管理課)

告 示

○一般競争入札の資格に関する公示

○一般競争入札の実施

○有害興行の指定

○有害図書類の指定

○特定調達契約に係る落札者等の公示

○生活保護法による介護機関の指定

○生活保護法による指定介護機関の変更(廃止)の届出

○平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業 補助対象経費、補助率

等の決定(経済部所管分 その二)

○北海道補助金交付規則に定める申請書等の様式の一部改正

○大規模小売店舗立地法第六條第一項(変更)の届出

○大規模小売店舗立地法第六條第二項(変更)の届出

○土地改良区の定款の変更の認可

○道営土地改良事業変更計画の決定

○肥料の登録

○知事権限に係る保安林の指定

○知事権限に係る保安林の指定の解除

○公共測量の終了の通知

○豪雪地帯対策特別措置法による市町村道の代行工事の完了

○道路の区域の変更(二件)

○道路の供用の開始

公 表

○海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(二件)

道教育庁後志教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

道選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(平成十三年十月分)

○政治団体の設立の届出(平成十三年十一月分)

○政治団体の届出事項の異動届出(平成十三年十一月分)

○政治団体の解散の届出(平成十三年十一月分)

○資金管理団体の指定の届出(平成十三年十一月分)

○資金管理団体の届出事項の異動届出(平成十三年十一月分)

○政党支部の届出(平成十三年十一月分)

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正

公布された規則のあらまし

◇北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則(規則第二百二十七号)

一 趣旨及び内容

北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更に伴い、採捕数量等の報告の対象期間等について改めることとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年一月一日から施行することとした。

規 則

北海道規則第二百二十七号

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則(平成八年北海道規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及びすけとうだら」を削り、「九月一日から十二月三十一日までの期間」の下に「すけとうだらにあっては十二月一日から翌年三月三十一日までの期間」を加え、「十月一日から十二月三十一日」を「一月一日から六月三十日」に改め、同条第二項中「末日までの間」の下に「(すけとうだらにあっては当該公表の日から当該公表の日以後の最初の三月三十一日までの間、ずわいがににあっては当該公表の日から当該公表の日以後の最初の六月三十日までの間)」を加える。

附 則

この要旨は、平成十四年一月一日から施行する。

告 示

北海道告示第2122号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年12月21日

北海道知事 堀 達 也

1 資格及び委託業務の種類

平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成13年12月21日に一般競争入札の公告を行う多量排出事業者

(2) 資 格 処理計画等データベース化及び取りまとめ業務委託契約

(3) 業 務 の 種 類 多量排出事業者処理計画等データベース化及び取りまとめ業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成13年12月21日直前の道税を滞納していないこと。

(5) 過去3年間に於いて、国、地方公共団体などから、廃棄物に係る調査研究、データベース化とデータベース化、統計処理などについて業務委託を受け、実施した実績があること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成13年12月21日（金）から28日（金）までの間にしなければならない。

受 付 時 間

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

(2) 申 請 の 方 法

ア 提出先の名称 北海道環境生活部環境室廃棄物対策課
イ 提出先の所在地 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 24-313

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継したもの
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法 再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該機関の更新手続

(1) 資 格 の 有 効 期 間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有 効 期 間 の 更 新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第2123号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年12月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項
(1) 委託する業務
多量排出事業者処理計画等データベース化及び取りまとめ業務
- (2) 委託する役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 契約の日から平成14年3月20日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成13年北海道告示第2122号に規定する多量排出事業者処理計画等データベース化及び取りまとめ業務委託に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境室廃棄物対策課
- 4 入札執行の場所
(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁赤れんが庁舎1階5号会議室
- (2) 入札日時 平成14年1月11日 午後2時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境室廃棄物対策課
- (2) 交付方法 (1)の場所で作交付する。
- 7 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。
- 8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1号の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 契約書の作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
入札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道環境生活部環境室廃棄物対策課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 24-313
- (4) この入札及び契約は、調達手続きの停止等が有り得る。
- (5) この入札は、これを公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第2124号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成13年12月21日

興行の種類別	興行の題名	制作会社又は配給会社	北海道知事堀達也指定の範囲	指定の理由
邦画	川奈まり子 桜貝の甘い水	オーピー映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健康
同	女痴漢捜査官4 とろける下半身	新東宝映画		
同	新・したがる兄嫁 ふしだらな関係	同		
同	ソウル四大美女 痺れる禁断の夜	新日本映像		

同 芸能裏情事 熟肉の感触 オーピー映画

全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第2125号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成13年12月21日

図書類の種別 図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等 図 書 類 の 名 称 北海道知事 堀 達 也 発行所、製作所、受 審 会 社 等

コミック雑誌 07813-1 漫画プラザ 1月号 株式会社蒼竜社

コミック雑誌 13701-1 コミック まあるまん 2002年1月号 ぶん か 社

コミック雑誌 18387-1 漫画 ローレンス 新年1月号 株式会社綜合図書

コミック雑誌 03613-1 劇画スペシャル 1月号 ミリオソ出版

コミック雑誌 15491-1 スーパーコミック SPECIAL 満悦1月号 株式会社アミカル

コミック雑誌 03801-1 コミックアムール 2002年1月号 サ ン 出 版

コミック雑誌 11585-1 愛の体験スペシャル デラックス 2002年1月号 竹 書 房

コミック雑誌 19151-12 ラビアン 12月号 笠 倉 出 版 社

雑誌 07895-01 フライヤー 2002・1月号 (株) 洋 泉 社

同 02189-1 オレンジ通信 2002年1月号 東 京 三 世 社

同 014077-1 ザ・ベスト Special k k ベストセラーズ

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第2126号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成13年12月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量
B S E検査機器等 一式
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成13年10月15日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 北海道和光純業株式会社
イ 住 所 札幌市北区北15条西4丁目10番地
- (4) 随意契約に係る契約金額
67,662,351円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条の規定による。
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道保健福祉部総務課
イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
- 2 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量
プラテリアB S E輸入代行一式 183セット
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成13年10月15日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 日本バイオ・ラッド・ラボラトリーズ株式会社
イ 住 所 東京都荒川区東日暮里5ー7ー18 コスモパークビル
- (4) 随意契約に係る契約金額
45,539,550円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項の規定による。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部総務課
イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第2127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成13年12月21日

名 称 又 は 氏 名	サービ スの 種 類	所 在 地 又 は 住 所	指 定 年 月 日
訪問介護ふれあい	訪 問 介 護	帯広市西13条南40丁目2－3 清信物産株式会社内	平成13. 9. 15
なのはな訪問介護事業所	訪 問 介 護	上川郡和寒町字西町145番地	同 13. 11. 1
たすけあいいずみ	訪 問 介 護	江別市向ヶ丘56－10	同 13. 9. 19
日交介護サービス	訪 問 介 護	浦河郡浦河町大通り2丁目28	同 13. 4. 1
訪問介護ステーション元町	訪 問 介 護	函館市元町32番18号	同 12. 4. 1
ヘルパーステーションふれあい	訪 問 介 護	夕張郡栗山町錦3丁目34番地5	同
医療法人社団北柳会	訪 問 介 護	樺戸郡月形町81番72	同
訪問介護ステーション介護や月形事業所	通所リハビ リテーション	同	同
介護老人保健施設月形緑苑	同	同	同
介護老人保健施設月形緑苑	短期入所 療養介護 訪問入浴 介護	同	同
株式会社コムソ函館の場ケアセンター	訪問看護	函館市的場町18－23	同 13. 11. 1
利尻島国民健康保険病院組合訪問看護ス	訪問看護	利尻郡利尻町杵形字緑町11番地	同 12. 4. 1

テーションやすらぎ医療法人静仁会愛静病院	訪問看護	静内郡静内町本町1丁目2番20号	同 13. 6. 1
医療法人静仁会愛静病院	居宅療養 管理指導	静内郡静内町本町1丁目2番20号	同
本古内町訪問看護ステーション	訪問看護	上磯郡本古内町字本町150番地1	同 12. 4. 1
笹 本 病 院	訪問看護	亀田郡七飯町字鳴川町267番地の9	同 13. 4. 1
同	訪問リハビ リテーション	亀田郡七飯町字鳴川町267番地の9	同
同	居宅療養 管理指導	亀田郡七飯町字鳴川町267番地の9	同
北海道勤労者医療協会小樽診療所	訪問看護	小樽市長橋4丁目5番23号	同 12. 5. 1
北海道勤労者医療協会小樽診療所	通所リハビ リテーション	同	同 12. 4. 1
北海道勤労者医療協会小樽診療所	通所リハビ リテーション	同	同 12. 5. 1
北海道勤労者医療協会小樽診療所	居宅療養 管理指導	同	同
利尻島老人保健施設	通所リハビ リテーション	利尻郡利尻富士町鬼脇字金崎332番地	同 12. 8. 1
同	短期入所 療養介護	同	同 13. 11. 1
同	介護老人 保健施設	同	同 12. 9. 7
介護老人保健施設ケンゆのかわ	通所リハビ リテーション	函館市湯川町3丁目29番15号	同 12. 4. 1
介護老人保健施設ケンゆのかわ	短期入所 療養介護	同	同
白ゆり調剤薬局住吉店	居宅療養 管理指導	函館市住吉町5番22号	同 13. 9. 17

白ゆり調剤薬局鹿部店	居宅療養管理指導	茅部郡鹿部町字鹿部100番	平成13. 9. 17
共愛会病院指定通所介護事業所	居宅療養管理指導	函館市中島町7番21号	同 13. 11. 1
えさし社協デイサービス	通 所 介 護	檜山郡江差町字円山299番地の63	同 13. 11. 15
共和町いきいきセンター	通 所 介 護	岩内郡共和町小沢95番地30	同 12. 7. 1
グループホーム「里の家」	痴呆対応型 共同生活介護	小樽市桂岡町11番13号	同 13. 11. 1
有限会社篠河呉服店 福祉用具貸与事業所 居宅介護支援事業所あい	福祉用具 貸 与 居 宅 介 護 支 援 事 業	河東郡鹿追町新町1丁目26番地 函館市高盛町15番4号	同 13. 3. 1 同 13. 11. 1
有限会社新富メデイカル・サービス	居宅介護 支 援 事 業	千歳市新富1丁目7番13号	同
J A北海道厚生連網走厚生訪問看護指定居宅介護支援事業所	居宅介護 支 援 事 業	網走市北6条西1丁目9番地	同

北海道告示第2028号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。
平成13年12月21日

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	届出の内容
愛 静 病 院	訪問看護	静内郡静内町本町1丁目2番20号	平成13. 5. 31 廃止
同	訪問リハビリテーション シヨソ	静内郡静内町本町1丁目2番20号	同
同	居宅療養管理指導	静内郡静内町本町1丁目2番20号	同
笹 本 病 院	訪問看護	亀田郡七飯町字鳴川町267番地の9	同 13. 3. 31 同

同	訪問リハビリテーション シヨソ	亀田郡七飯町字鳴川町267番地の9	同
同	居宅療養管理指導 訪問看護	亀田郡七飯町字鳴川町267番地の9 小樽市長橋3丁目8番7号	同 同 12. 4. 30 同
北海道勤労者医療協会小樽診療所 北海道勤労者医療協会小樽診療所	通所リハビリテーション シヨソ	同	同
北海道勤労者医療協会小樽診療所 株式会社多田薬局 本店介護サービス事業部	居宅介護 管理指導 居宅介護 支援事業	同 室蘭市中央町3丁目4番14号	同 同 13. 11. 30 同
ケアステーションなのはな ヘルパーステーション シヨソ五稜郭 居宅介護支援事業所ハッピー五稜郭	訪問介護 訪問介護 居宅介護 支援事業	上川郡和寒町字西町145番地 函館市昭和4丁目24番2号 メゾンはなさき1階A号室 函館市昭和4丁目24番2号 メゾンはなさき1階A号室	同 13. 10. 31 同 同 同 同
社団法人北海道総合在宅ケア事業団 北広島地域訪問看護ステーションシヨソ	訪問看護	北広島市朝日町6丁目1-17 シャイニングウエルズNo. 1-1号室	同 13. 10. 19 変更・所在地
(変更前) 北広島市朝日町6丁目1-17	シャイニングウエルズ No. 1-1号室		
(変更後) 北広島市広葉町3丁目9番4号	PMー広葉町 居宅介護 支援事業	北広島市朝日町6丁目1-17 シャイニングウエルズNo. 1-1号室	平成13. 10. 19 変更・所在地
(変更前) 北広島市朝日町6丁目1-17	シャイニングウエルズ No. 1-1号室		
(変更後) 北広島市広葉町3丁目9番4号	PMー広葉町 訪問介護	北広島市花川北3条6丁目63番地 石狩市花川北3条6丁目63番地	平成13. 9. 1 変更・所在地
(変更前) 石狩市花川北3条6丁目63番地			
(変更後) 石狩市花川北6条5丁目156番地			

北海道告示第2129号

北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成13年12月21日

北海道知事 堀 達 也

(経済部所管分 その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
人材確保支援モデル事業 新規成長分野企業の安定経営を促進するため、即戦力となる多様な人材確保の機会を提供し、もって企業の振興を図るとともに、求職者の円滑な再就職を促進し、雇用情勢の改善に資することを目的として予算の範囲内で助成する。	次の各号のいずれにも該当する事業主 1 北海道内で事業を営む雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条に規定する雇用保険の適用事業の事業主（国又は地方公共団体を除く。） 2 「北海道新規成長分野産業振興ビジョン」による新規成長6分野の業務において、公共職業安定所又は民営職業紹介機関に求人登録票を出し、雇入れ日現在の満年齢が45歳未満でフルタイム就労の労働者（ただし、離職前の事業主に再び雇入れられた者を除く。以下「対象労働者」という。）をトライアル雇用した事業主	事業主が対象労働者に支払う1か月間（創業が平成13年11月1日以降であり、かつ失業を経て創業した事業主の期間は2か月間）の賃金	2分の1 （10万円を限度とする。ただし、トライアル雇用時において事業所設立5年以内の事業主は15万円を限度とする。）	経済第58号様式 経済第59号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	実績報告書は要しない。

北海道告示第2130号

昭和49年北海道告示第808号（北海道補助金交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成13年12月21日

北海道知事 堀 達 也

経済第57号様式の次に次の2様式を加える。

経済第58号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

人 材 確 保 支 援 モ デ ル 事 業 助 成 金 交 付 申 請 書

年 月 日

北海道 支庁長 様

名 称
申請事業主 所 在 地
代表者氏名

⑩

新規成長分野においてトライアル雇用を行ったので、人材確保支援モデル事業費の交付を申請します。
なお、対象労働者については再雇用ではありません。

1 事業所に係る事項

事業所に係る事項	主たる事業
名 称	
所 在 地	
代表者名	
雇用保険適用事業所番号	創業 年 月
求人番号	従業員
電話番号	当事業所 人
フックス番号	()
申請者職氏名	企業全体 人
助成金交付申請	円
助成金払込先	銀行・金庫 本・支店 当座・普通
金 融 機 関	口座番号 ふりかき 口座名義

※処理欄

新規成長分野		交付申請額		雇用保険適用事業所		□ 該 当 □ 不該 当	
		円					
区 分		対 象 労 働 者	氏 名 入 日	月 日	歳	□ 該 当 □ 非該 当	
求 人 票	紹 介 状	創 業 5 年 以 内 □ 有 □ 無	雇 入 日 名	月 日	歳	□ 該 当 □ 非該 当	
□ 有 □ 無	□ 有 □ 無	□ 以 外 □ 有 □ 無	氏 雇 入 日 名	月 日	歳	□ 該 当 □ 非該 当	

2 トライアル雇用対象労働者に係る事項

事 業 所 名							
ト 氏 名							
②	生 年 月 日	昭和	年	月	日	(③時点の満年齢 歳)	
③	トライアル雇用対象期間	平成	年	月	日		
④	申請日現在の在職	□ 有 □ 無					
⑤	紹 介 状	□ 有 □ 無					
⑥	トライアル雇用状況	□ 有 □ 無					
⑦	業 務 内 容						
⑧	算 出 助 成 額	円					
※処理欄		支給決定額		円			
①	氏 名						
②	生 年 月 日	昭和	年	月	日	(③時点の満年齢 歳)	
③	トライアル雇用対象期間	平成	年	月	日		
④	申請日現在の在職	□ 有 □ 無					
⑤	紹 介 状	□ 有 □ 無					
⑥	トライアル雇用状況	□ 有 □ 無					
⑦	業 務 内 容						
⑧	算 出 助 成 額	円					
※処理欄		支給決定額		円			
①	氏 名						
②	生 年 月 日	昭和	年	月	日	(③時点の満年齢 歳)	
③	トライアル雇用対象期間	平成	年	月	日		
④	申請日現在の在職	□ 有 □ 無					
⑤	紹 介 状	□ 有 □ 無					
⑥	トライアル雇用状況	□ 有 □ 無					

⑦ 業 務 内 容		
⑧ 算 出 助 成 額		円
※処理欄	支給決定額	円
① 氏 名		
② 生 年 月 日	昭和 年 月 日 (③時点の満年齢 歳)	
③ トライアル雇用対象期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
④ 申請日現在の在職	☐ 有 ☐ 無	
⑤ 紹 介 状	☐ 有 ☐ 無	
⑥ トライアル雇用状況	☐ 有 ☐ 無	
⑦ 業 務 内 容		
⑧ 算 出 助 成 額	円	
※処理欄	支給決定額	円

※処理欄	合計支給決定額	円	上限金額 ☐ 10万円 ☐ 15万円
------	---------	---	--

注 1 この様式は、人材確保支援モデル事業に係る助成金の交付を申請する場合に使用すること。
2 ※印刷については、支庁において記載すること。
3 対象労働者について、国の賃金を対象とする助成金及び道の緊急地域雇用促進奨励金を受けている事業主は対象としないこと。

経済第59号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

助 成 金 交 付 申 請 額 算 出 調 書

1 交付申請額の算出

区 分	助成事業に要する経 費 ①	助 成 対 象 経 費 ①	助 成 基 本 額 ①	補 助 率 1/2	助 成 金 交 付 申 請 額 (1円未満切り捨て) ②
対 象 労 働 の 賃 金	円	円	円	(ただし上限 10 万 円 15 万 円)	円

2 支払内訳及び経費の配分

科目	賃金支払対象期間 雇入日：月日 雇入日～月日 ④月日～月日⑤	支払(予定)日 年月日	支払額 A円 B円	負担区分⑦	
				道費助成(申請)額	自己負担額
対象労働者の賃金	③	年月日	A円		
	④月日～月日⑤	年月日	B円		
	合計		⑥		

申請者	
対象労働者氏名	

- 注 1 この様式は、人材確保支援モデル事業に係る助成金の交付を申請する場合に使用すること。
- 2 この様式は、対象労働者1名ごとに別葉で作成すること。

北海道告示第2131号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年4月22日までに北海道後志支庁小樽商工労働事務所に到着するよう提出することができる。

平成13年12月21日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

小樽都市計画圏北地区第一種再開発事業再開発施設建築物

小樽市稲穂5丁目31番7

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社アール・アイ

代表取締役 西 信博

小樽市稲穂5丁目10番8号

- (3) 変更した事項

小売業者の変更

《変更前》

氏名又は名称	住 所	代 表 者 氏 名
ワックスバリュ北海道株式会社	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	代表取締役 反田 悦生
株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
佐々木 肇 夫	小樽市稲穂4丁目2番21号	
成 田 要	小樽市長橋2丁目3番7号	
有限会社札幌グックスエントナー	札幌市東区北24条東21丁目1番2号	代表取締役 出戸 卓成

《変更後》

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 氏 名
マックスバリュ北海道株式会社	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	代表取締役 反田 悦生
株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
佐々木 峯 夫	小樽市稲穂4丁目2番21号	
成 田 要	小樽市長橋2丁目3番7号	
株式会社豊通テレコム	名古屋市中村区名駅4丁目7番23号	代表取締役 中村 忠雄
有限会社札幌ブックスセンター	札幌市東区北24条東21丁目1番2号	代表取締役 出戸 卓成

- (4) 変更の年月日
平成13年11月1日
- (5) 変更する理由
営業政策のため
- 2 届出年月日
平成13年12月10日
- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道後志支庁小樽商工労働事務所
北海道後志支庁経済部商工労働課
- (2) 縦覧期間
平成13年12月21日（金）から平成14年4月22日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第2132号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年4月22日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成13年12月21日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーオウケーセンター札幌内店
中川郡幕別町札幌内青葉町308-23
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オウケー 代表取締役 藤本 典成
河東郡音更町木野大通西17丁目1番4

(3) 変更しようとする事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
（変更前） 開店時刻 午前10時
（変更後） 開店時刻 午前9時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前） 午前9時45分から午後9時15分まで
（変更後） 午前8時45分から午後9時15分まで
- (4) 変更の年月日
平成13年12月15日
- (5) 変更する理由
営業政策の変更のため
- 2 届出年月日
平成13年12月6日
- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道十勝支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成13年12月21日（金）から平成14年4月22日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）
- (3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第2133号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成13年12月11日、富良野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年12月21日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第2134号

道営土地改良（津別中央地区国営附帯道営農地防災（農地保全、暗きよ、整地））事業の

土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成13年12月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月21日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第2135号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成13年12月21日

北海道知事 堀 達 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者	登録年月日
北海道第2836号	混合有機質肥料	混合有機	窒素全量6.0 りん酸全量5.5	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格の2とおり	釧路化成工業株式会社	平成13.12.12
北海道第2833号	同	混合有機5－1	窒素全量5.0 りん酸全量1.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格の2とおり	株式会社日興商事	同
北海道第2834号	同	混合有機6－1	窒素全量6.0 りん酸全量1.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格の2とおり	同	同
北海道第2835号	同	混合有機7－1	窒素全量7.0 りん酸全量1.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格の2とおり	同	同

北海道告示第2136号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年12月21日

北海道知事 堀 達 也

- 保安林の所在場所 伊達市大平町19の2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2137号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年12月21日

北海道知事 堀 達 也

- 解除に係る保安林の所在 檜山郡厚沢部町字上里1016（次の図に示す部分に限る。）
在場所

- 2 保安林として指定され 公衆の保健
た目的
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道増山支庁経済部林務課及び厚沢部町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2138号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律
第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成13年12月21日

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点） 北海道知事 堀 達 也
- 2 作業期間 平成13年11月7日から12月7日まで
- 3 作業地域 浦臼町

北海道告示第2139号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第14条第1項の規定による町道の工事を
次のとおり完了する。

平成13年12月21日

- 1 路 線 名 ニセコ町道藤山北通線 北海道知事 堀 達 也
- 2 工 事 区 間 虻田郡ニセコ町字ニセコ337番20地先から
虻田郡ニセコ町字ニセコ193番2地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築
- 4 工事完了の日 平成13年12月26日

北海道告示第2140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変
更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示
の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月21日

- 1 道路の種類 道道 北海道知事 堀 達 也
- 2 路 線 名 増毛稲田線

- 3 道路の区域
- | 区 間 | 変更前
後の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 国道等との
重複区間 |
|--|------------|----------------------|---------|---------------|
| 増毛郡増毛町御料1820番1
地先から増毛郡増毛町御料
1409番1地先まで | 前 | 16.10mから
74.46mまで | 782.00m | — |
| | 後 | 22.00mから
74.46mまで | 792.25m | — |

北海道告示第2141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変
更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示
の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月21日

- 1 道路の種類 道道 北海道知事 堀 達 也
- 2 路 線 名 置戸訓子府北見線
- 3 道路の区域
- | 区 間 | 変更前
後の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 国道等との
重複区間 |
|---|------------|----------------------|---------|---------------|
| 常呂郡置戸町字置戸269番
21地先（河川敷地）から常
呂郡置戸町字置戸269番1
地先まで | 前 | 10.84mから
35.60mまで | 389.09m | — |
| | 後 | 10.84mから
35.60mまで | 389.09m | — |
| | 後 | 14.80mから
36.60mまで | 368.29m | — |

北海道告示第2142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示
の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月21日

- 路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 北海道知事 堀 達 也
- 道道 野塚婦美線 積丹郡積丹町大字日司町37番6地先から 平成14. 1. 8
- 積丹郡積丹町大字日司町34番54地先まで

公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成13年11月27日 北海道公表）の一部を平成13年12月12日付けで変更したので、公表する。

〔「北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」は、省略し、その内容を北海道水産林務部資源管理課及び各支庁経済部水産課（石狩支庁にあっては、経済部水産室、上川及び空知支庁にあっては経済部林務課）に備え置いて縦覧に供する。）

平成13年12月21日

北海道知事 堀 達 也

支庁告示

北海道留萌支庁告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年12月21日

北海道留萌支庁長 高 橋 直 矢

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 留萌市南町4丁目50－1のうち、51－1のうち
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 留萌市住之江町1丁目52番地 堀松建設工業株式会社 取締役社長 堀松 幹夫
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年8月8日 留建指第53号

北海道網走支庁告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年12月21日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 紋別郡遠軽町字豊里252番地2（第4工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 紋別郡遠軽町1条通北3丁目 遠軽町長 北川 健司
- 3 開発許可年月日及び番号 平成11年5月24日 網建指第11－5号

道教育庁後志教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年12月21日

北海道教育庁後志教育局長 下 田 清 治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 2式 42台×2校（普通科）
パーソナルコンピュータ 1式 32台×1校（普通科）
パーソナルコンピュータ 1式 7台×1校（聾学校）
（1月あたりの単価）

- 2 落札を決定した日
平成13年11月30日

- 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 松下リース・クレジット株式会社
- (2) 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号

- 4 落札金額

646,800円

- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告

平成13年北海道教育庁後志教育局告示第5号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課
- (2) 所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

投票事務関係委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第175号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年12月21日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

(平成13年10月分)

政党の支部で あるか否かの別	政 治 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	届 出 先
政 党	自由民主党北海道開発研究会支部	帯広市西6条南16丁目 郷ビル	山 崎 泉	笹 村 昭 義	十勝支所

北海道選挙管理委員会告示第 176 号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年12月21日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

(平成13年11月分)

政党の支部で あるか否かの別	政 治 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	届 出 先
政 党	自由民主党北海道札幌市中央区第五支部	札幌市中央区北6条西20丁目1-11	長 内 直 也	内 田 正 樹	事務局
同	同 北海道札幌市東区第四支部	同 東区本町1条3丁目5番26号	山 田 一 仁	佐 藤 清 雄	同
否	小野政雄後援会	上磯郡上磯町谷好3丁目430番地	伊 藤 亀 治	柏 武 恭 司	渡島支所
同	国分守雄後援会	利尻郡利尻富士町鷺泊字栄町72番地	石 川 久 透	古 川 充 弘	宗谷支所
同	石田ひさなり後援会	紋別市落石町1丁目27番3号	石 田 久 就 一	富 樫 時 夫	網走支所
政 党	自由民主党早来支部	勇払郡早来町栄町165-4	大 屋 和 一	尾 本 敏 彦	胆振支所
否	小原つねゆき後援会	浦河郡浦河町字野深391-393	鮫 川 三 千 男	岸 本 征 彦	日高支所
同	松風会	同 大通5丁目6番地	平 野 ア 一	桑 原 谷 友 彦	同
同	西村貫之後援会	同 字西幌別16-4	小 林 忠 雄	米 原 征 彦	同
同	松岡博子後援会	同 大通5丁目6番地	平 野 ア 一	桑 原 征 彦	同

北海道選挙管理委員会告示第 177 号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年12月21日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動 内 容	届 出 先
自由民主党札幌中央区連合支部	代 表 者 の 氏 名	新 三 上 恒 勉	旧 西 孝 也
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	中 平 勉	三 上 恒 勉
同	代 表 者 の 氏 名	草 嶋 徹 郎	長谷部 唯 雄
同	同	丸 岩 公 充	岩 城 秀 晴
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	加 藤 仁	工 藤 麗 子

勝木しょうぞう連合後援会 勝政会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	藤原良樹 札幌市手稲区前田10条11丁目1-10	橋本昭夫 札幌市手稲区星置3条8丁目7-1	事務局 同
馬場やすとしと共に歩む改革21の会 同	政治団体の名称 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地	馬場やすとしと共に歩む改革21の会 高橋昌之 札幌市手稲区前田10条11丁目1-10	改革21 馬場きみ子 札幌市手稲区星置3条8丁目7-1	同 同 同
福士勝後援会	同	浜益郡浜益村大字川下村45番地3	浜益郡浜益村大字柏木村番外地	同
木村康美後援会	同	函館市中道2丁目8-2「エムズⅡ」207	函館市本町8-16 協栄五稜郭ビル	石狩支所 渡島支所
自由民主党北海道函館市第一支部	同	伊藤亀治 函館市中道2丁目8-2「エムズⅡ」207	田島義二 函館市本町8-16 協栄五稜郭ビル	同
小野政雄後援会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	同	同	同
さくらい外治後援会	同	同	同	同
同 柏楊後援会	同	同	同	同
さくらい都市問題研究所	同	同	同	同
函館民社協会	代表者の氏名	井田範行 阿久津光之	五十嵐和昭 谷口博	同 同
小樽市医師連盟	会計責任者の氏名	同	同	同
川村まさし後援会	主たる事務所の所在地	寿都郡寿都町字渡島町18番地2	寿都郡寿都町字新栄町37番地	同
安藤昭一後援会	会計責任者の氏名	小黒知洋 同	大野貴三 同	同
砂川民社協会	同	同	同	同
日本商工連盟士別地区連盟	代表者の氏名	佐藤安司 稚内市潮見5丁目2	中村徹雄 稚内市緑4丁目1番22号 佐藤長尾方	同 上川支所
岡谷しげかつとあゆむ会	主たる事務所の所在地	同	同	同
同	会計責任者の氏名	多賀清剛 吉田正人連合後援会	佐藤長尾 吉田政一連合後援会	同
吉田正人連合後援会	政治団体の名称	同	同	同
同	主たる事務所の所在地	稚内市中央5丁目9番17号	稚内市中央5丁目7番13号	同
谷村琢哉後援会	同	勇払郡早来町栄町11-1	勇払郡早来町栄町109-5	胆振支所
同	代表者の氏名	岸敦郎	富井穰	同
酒井芳秀舞後援会	主たる事務所の所在地	三石郡三石町字豊岡556	三石郡三石町字富沢32 篠原満宅	同
同	代表者の氏名	藤井益美	篠原満	同
酒井芳秀三石町延出後援会	主たる事務所の所在地	三石郡三石町字舞舞61	三石郡三石町字本桐5-2 土居力宅	同
同	代表者の氏名	山村孝治	土居力	同
小野寺勇連合後援会	同	柴田和明	山岸武	同
同	会計責任者の氏名	和田法男	足助護	十勝支所

北海道選挙管理委員会告示第178号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年12月21日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

(平成13年11月分)
解散の届出先

政治団体の名称 代表者の氏名
自由連合北海道第3選挙区総支部 横山充洋 平13.5.16 事務局

北海道石井道子薬剤師後援会	高 島 申 治	平13.11.14	事 務 局
小野政雄後援会	伊 藤 亀 治	同13.11. 1	渡島支所
八区連民社協会	五十嵐 和 昭	同13.10.31	同
渡辺たかお函館後援会	大 島 藤 宏	同13.11.20	同
升田重蔵後援会	南 波 吉 治	同13.11.16	後志支所
吉田忠夫と活力ある上砂川をつくる会	大 西 一 男	同13.10.30	空知支所
渡辺たかお道北後援会	高 田 賢 一	同13.10.31	上川支所
空英雄後援会	笹 田 英 樹	同13. 4.12	網走支所
渡辺たかお苫小牧後援会	高 橋 清 孝	同13.11.12	胆振支所
同 室蘭後援会	北 林 昭 市	同13.10.30	同
酒井芳秀延出青年後援会	藤 井 益 美	同13.11. 2	日高支所
鳩山由紀夫厚賀張清島後援会	中 村 乙 彦	同13.11.27	同
同 浦河町後援会	小 林 勇 雄	同	同
同 えりも町後援会	法 英 司	同	同

同	様似町後援会	三 上 徹	同	同
同	静内町後援会	中 島 滋	同	同
同	富川後援会	伊 藤 幸 寛	同	同
同	新冠町後援会	武 藤 隆 雄	同	同
同	日高町後援会	福 本 賢 治	同	同
同	平取町後援会	津 川 堅 司	同	同
同	三石町後援会	池 田 実 春	同	同
渡辺たかお釧路後援会		東 堂 義 春	同13.11.20	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第179号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年12月21日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成13年11月分）

資金管理団体の届出をした者			資 金 管 理 団 体			届 出 先	
氏 名	公 職 の 種 類	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	石 田 久 就	網走支所	
石 田 久 就	紋別市議会議員	石田ひさなり後援会	紋別市落石町1丁目27番3号				

北海道選挙管理委員会告示第180号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。

平成13年12月21日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成13年11月分）

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者			資 金 管 理 団 体			届 出 先	
氏 名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動	新	旧	
福 士 勝 年	札幌市議会議員	勝政会	主たる事務所の所在地		札幌市手稲区前田10条11丁目1－10	札幌市手稲区星置3条8丁目7－1	事 務 局
馬 場 泰 年	同	馬場やすとしと共に歩む改革21の会	資金管理団体の名称		馬場やすとしと共に歩む改革21	改革21	同
桜 井 外 治	北海道議会議員	さくらい都市問題研究所	主たる事務所の所在地		函館市巾道2丁目8－2「エムズⅡ」207	函館市本町8－16	渡島支所
岡 谷 繁 勝	同	岡谷繁勝後援会	公 職 の 種 類		北海道議会議員	稚内市長	宗谷支所

北海道選挙管理委員会告示第 181 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政党支部の届出があ

ったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年12月21日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成13年11月分）

当該政治団体を支部とする政党の名称
（政 党 本 部 の 名 称）

自由民主党

同

同

政 党 の 支 部 の 名 称
自由民主党北海道札幌市中央区第五支部
北海道札幌市東区第四支部
早来支部

同

同

主たる活動区域が1以上の市町村又は選挙区の区
域を単位として設けられる支部であるか否かの別

有

同

同

届 出 先
事 務 局

同

胆振支所

規 則 審 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第 173 号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成13年12月25日から施行する。

平成13年12月21日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

別表札幌方面千歳警察署の項中

新 富

を

同 新富2
丁目15番12号

新 富

同 信濃2
丁目33番3号

に改め、同表札幌方面小樽警察署の項中

手 宮

同 手宮1
丁目3番1号

同 梅ヶ枝町、末広町、手宮1丁目
から3丁目まで、錦町、豊岡町、石山
町の一部（1番から35番まで）及び色
内3丁目

を

手 宮

同 手宮1
丁目3番1号

同 梅ヶ枝町、末広町、手宮1丁目
から3丁目まで、錦町、豊川町、石山
町の一部（1番から35番まで）及び色
内3丁目

に、

洗 心 橋

同 最上1
丁目1番1号

同 緑1丁目から4丁目まで、最上
1丁目の一部（1番から16番まで）及
び花園5丁目の一部（2番及び3番）

最 上

同 最上1
丁目1番1号

同 緑1丁目から5丁目まで、最上
及び天狗山の1丁目及び2丁目、松ヶ
枝2丁目の一部（1番から4番まで、
23番から26番まで）、花園5丁目の一
部（2番及び3番）並びに旭町

に、

同

同 桜2丁
目24番13号

同 桜1丁目から5丁目まで、望洋
台1丁目から3丁目まで及び船浜町

同

同 最上
丁目7番1号

同 最上1丁目の一部（17番から37
番まで）、最上2丁目、松ヶ枝2丁目の
一部（1番から4番まで、23番から26
番まで）、緑5丁目、塩谷3丁目の一部
（138番地南東部→円）、塩谷4丁目
の一部（4番地から南東部→円）、塩谷
5丁目の一部（国有林1152、1153林
班）、天狗山1丁目、天狗山2丁目並び
に旭町

同	桜		同 桜2丁目24番13号	同 桜1丁目から5丁目まで、望洋台1丁目から3丁目まで及び船浜町
---	---	--	--------------	----------------------------------

塩谷	同 塩谷2丁目15番10号	同 塩谷1丁目、塩谷2丁目、塩谷3丁目の一部（137番地から東南部一円を除く。）、塩谷4丁目の一部（4番地から南東部一円を除く。）、塩谷5丁目の一部（国有林152、153林班を除く。）及び桃内1丁目から3丁目まで
----	---------------	--

を

塩谷	同 塩谷2丁目15番10号	同 塩谷1丁目から5丁目まで及び桃内1丁目から3丁目まで
----	---------------	------------------------------

に改める。